

# 一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会運営規則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会定款(以下「定款」という。)第39条の規定に基づき、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会(以下「当法人」という。)の運営に関する必要な事項を定める。

(業務執行の基本原則)

第2条 当法人の業務は法令、定款及びこの規則の定めるところに従い適正かつ確実に運営されなければならない。

## 第2章 組織等

### 第1節 地区及び地区長

(地区及び地区長の委嘱)

第3条 当法人の行なう事業を円滑に推進するため、県内を次の地区に分け、各地区に地区長を置く。

地区名	管轄する市、郡名
駿豆地区	熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡
沼津地区	沼津市
富士地区	富士市
富士宮地区	富士宮市
清水地区	静岡市清水区
静岡地区	静岡市葵区及び駿河区
焼津地区	焼津市
藤枝地区	藤枝市
島田・榛南地区	島田市、牧之原市、榛原郡
遠州地区	磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、周智郡
浜松地区	浜松市

2 地区長は、地区から推薦された者を理事長が委嘱する。

(社員の地区等への所属)

第4条 定款第5条の規定により当法人の社員となる者は、前条第1項に定められた地区に所属しなければならない。

2 地区に地区の一部又は全部の区域を範囲とする私立幼稚園が構成する協会がある場合には、当法人の社員となる者はその協会に加入しなければならない。

(地区長の職務と任期)

第5条 地区長は、第11条第1項第5号に定める地域向上委員会の所管事項並びに当法人と地区及び地区内の連絡及び調整の任に当たるものとする。

2 地区長の任期は、定款第22条第1項の任期と同じとし、再任を妨げない。ただし、任期途中で地区長が欠けた場合にはその地区の後任の地区長を選任し、任期は前任者の残任期間とする。

3 地区長は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその

職務を行わなければならない。

## 第2節 役員候補者

(理事候補者の推薦等)

第6条 定款第18条第1項第1号の理事の候補者は、社員である法人の理事長又は設置者（園長を含む。以下「理事有資格者」という。）から次により推薦するものとする。ただし、第1号及び第2号の理事候補者にかかわらず、理事有資格者である者は自ら理事候補者として立候補することができるものとする。

(1) 各地区は、地区ごとに次に掲げる人員を、当該地区の理事有資格者の中から理事候補者として推薦する。

地区名	推薦数	地区名	推薦数
駿豆地区	1 人	焼津地区	1 人
沼津地区	1	藤枝地区	1
富士地区	1	島田・榛南地区	1
富士宮地区	1	遠州地区	1
清水地区	1	浜松地区	3
静岡地区	2		

(2) 第10条第1項の各常置委員会は、委員会ごとに次に掲げる人員を、理事候補者として推薦することができる。

委員会名	推薦数
企画委員会	1 人以内
研修委員会	1 人以内
広報委員会	1 人以内
経営委員会	1 人以内
地域向上委員会	4 人以内

2 理事有資格者は、当分の間、選出のための社員総会が行われる年度の5月31日において満70歳未満の者に限るものとする。

(理事長候補者の推薦)

第6条の2 理事長候補者は、各地区長候補者で構成する理事長候補者推薦のための会議（以下「理事長候補者推薦委員会」という。）において、次項に規定する立候補者を含め適任者1人を推薦し、地区推薦理事候補者で構成する会議（以下、「新理事候補者会」という。）に提案し、承認を得て、決定する。

2 理事長候補者に立候補しようとする者は、別に定める期日までに理事長候補者推薦委員会にその旨を申し出るものとする。

3 地区長候補者が、理事長候補者推薦委員会において理事長候補者に推薦され、新理事候補者会において承認された場合は、地区長候補者を他の者と交替するものとする。

(副理事長候補者の選任)

第6条の3 副理事長候補者は、理事長候補者が選任し、新理事候補者会に提案し、承認を得る。

(監事候補者の推薦)

第7条 定款第18条第1項第2号の監事の候補者は、理事会で推薦する。

### 第3節 副理事長の業務分担

(副理事長の業務分担)

第8条 定款第18条第3項の副理事長は、定款第4条第1号から第4号までの事業からその一の事業を各副理事長が担当する業務とし、理事会の承認を得て執行の任に当たるものとする。

### 第4節 顧問

(顧問の委嘱)

第9条 当法人に、理事会の議を経て、顧問を置くことができる。

2 顧問は、当法人の運営について、理事長の諮問に応ずる。

3 顧問の委嘱期間は、定款第22条第1項の任期と同じとし、再委嘱できるものとする。ただし、2期を超えることはできない。

### 第5節 委員会

(常置委員会の設置)

第10条 業務執行の円滑化を図るため、当法人に5つの常置委員会を置く。

(1) 企画委員会

(2) 研修委員会

(3) 広報委員会

(4) 経営委員会

(5) 地域向上委員会

2 常置委員会は、理事会から付託された事項について、担当副理事長の指揮の下に、審議し、若しくは実施し、又はその所管事項について理事会に報告し、若しくは建議する。

3 常置委員会の委員は、理事長が理事会の意見を聞いて選任し、その任期は定款第22条第1項の任期と同じとする。

4 常置委員会に委員長及び副委員長を置き、理事長が理事のうちから理事会の意見を聞いて指名する。

5 委員長は会議を主宰する。

(常置委員会の構成、所管事項等)

第11条 前条第1項に規定する常置委員会の構成、所管事項及び委員の人数は、次のとおりとする。

(1) 企画委員会は、委員11人以内で構成し、次の事項を所管する。

ア 幼稚園や当法人の在り方に関する協議や提案を行う活動の推進に関する事項

イ 地域子育て環境の良質化に寄与する活動の企画と実施に関する事項

ウ 県、市町への私立幼稚園支援に関わる活動の企画に関する事項

(2) 研修委員会は、委員16人以内で構成し、次の事項を所管する。

ア 教員のスキルアップに寄与する各種研修の企画と実施に関する事項

イ 幼児教育の質の向上に寄与する研究の推進に関する事項

ウ 幼児の発達や学びの連続性についての研修、研究の推進に関する事項

エ 免許更新制研修の企画と実施に関する事項

(3) 広報委員会は、委員11人以内で構成し、次の事項を所管する。

ア 会員への広報誌発行や情報提供、発信に関わる活動の企画と実施に関する事項

イ 人材確保に関わる活動の企画の実施や研究の推進に関する事項

- (4) 経営委員会は、委員 11 人以内で構成し、次の事項を所管する。
- ア 園の健全経営のための事務の効率化や省力化への援助及び研修の企画と実施に関する事項
  - イ 経営者への最新情報の提供や研修の企画と実施に関する事項
  - ウ 後継者を含めた人材の養成に関わる活動の企画と実施に関する事項
  - エ ITを利用した研修、研究の提案や実務指導に関する事項
- (5) 地域向上委員会は、各地区長と理事の 14 人以内で構成し、次の事項を所管する。
- ア 子育て家庭を支援するための場やシステムの企画と実施に関する事項
  - イ 子育てに対する社会意識の高揚に寄与する活動の企画と実施に関する事項
  - ウ 県、市町への私立幼稚園支援に関わる活動の実施に関する事項
  - エ 地区間の情報交換や事業推進に寄与する活動の展開に関する事項
  - オ 園の安全管理に寄与する活動の企画と実施に関する事項
- 2 常置委員会は、理事長及び担当副理事長の承認を得て、特定の事項について必要に応じて部会を設置することができる。
- 3 常置委員会に部会を設置した場合には、委員長が理事長及び担当副理事長の承認を得て、5 人以内で構成員を選任する。構成員には、委員以外のものを選任することができる。
- 4 部会長は、委員長が委員の中から指名する。ただし、専門性が高い調査、研究等で委員の中に精通するものがない場合は、委員以外の者を指名することができる。

(特別委員会の設置)

第 12 条 理事会は、必要と認めるときは、第 10 条第 1 項の常置委員会のほかに特定の重要な事項について審議し、若しくは実施し、又は付託された事項について理事会に報告し、若しくは建議する特別委員会を設けることができる。

- 2 特別委員会の委員は、理事長が理事会の意見を聞いて選任し、その任期は付託された事項の業務が終了するまでの期間とする。ただし、4 年を超えてはならない。
- 3 特別委員会の委員長及び副委員長並びに会議については、第 10 条第 4 項及び第 5 項を準用する。

(運営委員会の設置)

第 13 条 当法人の運営の円滑化を図るため、理事長、副理事長並びに各常置委員会及び特別委員会の委員長で構成する運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、当法人の運営に必要な次の事項の調整並びに理事会への建議を行う。
- (1) 予算、決算、会計その他財務に関する事項
  - (2) 総会及び理事会における議案及び決議等の案件に関する事項
  - (3) 担当副理事長の業務間の調整に関する事項
  - (4) 常置委員会の所管事項間の調整に関する事項
  - (5) その他緊急課題や苦情処理等に関する事項
- 3 運営委員会は、必要に応じて理事長が招集し、その議長となる。

## 第 6 節 災害対策本部

(災害対策本部の設置)

第 14 条 県内において甚大な災害が発生し、社員において人的及び物的被害が甚だしいと理事長が判断した場合には、直ちに当法人内に理事長を本部長とする災害対策本部を設置して、情報収集と支援に当たるものとする。

- 2 災害対策本部の設置及び運営に関する事項については、別に定める。

## 第 7 節 事務局

(事務局の設置)

第15条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局次長及び事務局参事その他の職員を置く。ただし、事務局の定員(臨時職員を含む。)は7人とする。

3 事務局長、事務局次長及び事務局参事は、役付職員とし、理事会の意見を聞いて理事長が任免する。

4 その他の職員は、事務局長の意見を聞いて理事長が任免する。

5 事務局長は、職員を指揮監督し、事務を統括する。

6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

### 第3章 業務等

#### 第1節 助成

(助成を行い得る条件)

第16条 当法人は、理事会の議決を経て助成事業を行うことができる。

(助成の対象事業)

第17条 当法人が助成の行うことができる事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 社員が行う幼稚園の施設、設備の整備事業

(2) 社員が、市中銀行等から借り入れた借入金に対する利子補給

(3) 社員が、その設置する幼稚園の園児の学費負担を軽減するための措置に要する経費

(4) 教職員の福利厚生その他県内私立幼稚園教育の振興上必要と認められる事業を行う団体の行う事業

(5) その他県内私立幼稚園教育振興のため必要なこととして理事会の決議があった事業

(助成についての事業計画)

第18条 当法人は、事業年度ごとに助成金の交付について事業計画を作成する。

2 前項の事業計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 助成の予定額

(2) 助成金を交付しようとする事業の概要

(3) 助成金の基本的配分方針

(4) その他助成金の交付に必要な事項

(助成金の交付申請)

第19条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書を当法人に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第20条 当法人は、前項の規定による申請書を受理したときは、助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査し、理事長がこれを決定する。

2 前項により、理事長は申請者に対してその旨を通知するものとする。

(助成対象事業の変更)

第21条 助成金の交付を受けた者(以下「助成事業者」という。)が助成に係る事業の内容に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(状況・実績報告)

第22条 助成事業者は、助成に係る事業の遂行状況、実績に関し、当法人に報告しなけ

ればならない。

(助成の制限)

第 23 条 当法人は、助成を受けた者が助成条件に違反した場合においては、その助成金の全部又は一部を返還しない限り、その者に対して新たな助成を行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他特別な理由により助成の条件を履行することができない者に対しては、新たに助成を行うことができる。この場合には、理事会の議決を経なければならない。

3 当法人は、幼稚園を設置する者又は幼稚園において紛争が生じていると認めるときその他助成の条件を有効に達し得ない事情があると認めるときは、新たな助成は行わないものとする。

(助成金の返還)

第 24 条 助成事業者が次の各号の一に該当するときは、理事長は、理事会の決議を経て助成金の交付の取り消し又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (3) 助成金を他へ流用したとき。
- (4) 助成金に係る事業を実施しないとき。
- (5) その他不正行為があったとき。

## 第 2 節 県補助金の交付

(県補助金の交付)

第 25 条 当法人は、県の補助金を会員に交付するに当たっては県の指導方針に従って行うものとする。

## 第 3 節 教職員の研修及び福利厚生並びに教育奨励事業

(研修事業)

第 26 条 当法人は、教職員の資質の向上並びに私立幼稚園の教育内容の向上のために研修を行う。

(福利厚生事業)

第 27 条 当法人の行う教職員の福利厚生のための事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教職員が結婚したとき、祝金を支給すること。
- (2) 教職員が罹病したとき、見舞金を支給すること。
- (3) 教職員が死亡したとき、弔慰金を支給すること。
- (4) 教職員が被災したとき、見舞金を支給すること。
- (5) 教職員（その配偶者も含む）が出産したとき、出産祝金を支給すること

2 その他教職員の福利厚生のための事業

(教育奨励事業)

第 28 条 当法人の行う教育奨励のための事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教職員の表彰
- (2) その他教育奨励に関する事業

## 第 4 章 社員の会費

(会費)

第 29 条 会費の金額は、社員の設置する私立幼稚園 1 か園当たり月額 4,600 円に、その幼稚園に毎年 5 月 1 日に在籍する園児 1 人当たり月額 70 円を加えた額とする。なお、

新たに当法人に入会する社員は、入会時の会費として別に3万円を納入しなければならない。

2 会費の納入方法は、次によるものとする。

第1期(4. 5. 6. 7月)分を5月末日までに納入すること。

第2期(8. 9. 10. 11月)分を9月末日までに納入すること。

第3期(12. 1. 2. 3月)分を1月末日までに納入すること。

(会費に対する延滞利息)

第30条 社員は、会費を納入期日までに納入しなかったときは、納入期日の翌日から納入日までの日数に応じてその未納金額につき年利18.25パーセントの割合で計算した延滞利息を納入しなければならない。

## 第5章 補則

(実施細目)

第31条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

(貸付金管理及び協会預け金)

第32条 貸付金管理及び協会預け金に関する規程は別に定める。

(規則の変更)

第33条 この規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。ただし、第29条第1項を変更しようとするときは、社員総会の決議を経なければならない。

## 附 則

1 この運営規則は、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会の設立の登記の日から施行する。

2 従前のHP小委員会、IT小委員会及び地震及び安全管理小委員会は、それぞれ広報委員会、経営委員会及び地域向上委員会の第11条第2項に基づく部会として存続するものとする。

3 従前の公益法人制度改革に伴う移行手続検討特別委員会は、第12条第1項の特別委員会として存続するものとし、委員の任期は平成25年度末日までとする。

## 附 則

この改正は平成27年12月17日より施行する。

## 附 則

この改正は令和3年12月15日より施行する。